

# I 富士市の概要

## 1 富士市の位置及び広がり

区分	位置及び広がり
面積	244.95 k m <sup>2</sup>
人口集中地区面積	49.02 k m <sup>2</sup> (平成 27 年国勢調査結果)
海岸線	10 k m
広がり	東西 23.2 k m 南北 27.1 k m
極東	東経 138 度 48 分 44 秒 北緯 35 度 13 分 14 秒
極西	東経 138 度 33 分 28 秒 北緯 35 度 9 分 38 秒
極南	東経 138 度 38 分 22 秒 北緯 35 度 6 分 54 秒
極北	東経 138 度 43 分 57 秒 北緯 35 度 21 分 32 秒
海抜	最高 約 3,680m 最低 0m
市庁舎所在地	静岡県富士市永田町1丁目100番地 東経 138 度 40 分 35 秒 北緯 35 度 9 分 41 秒 標高 8.4m

資料：総務課、国土交通省国土地理院

## 2 市域のうつりかわり

合併等年月日	合併町村名等	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (k m <sup>2</sup> )
明治22年 3月 1日	富士郡 吉原町 誕生	2,923	534	0.18
〃	〃 島田村 誕生	1,063	184	2.42
〃	〃 伝法村 誕生	2,622	740	6.43
〃	〃 今泉村 誕生	4,223	660	12.12
〃	〃 元吉原村 誕生	2,822	469	5.62
〃	〃 須津村 誕生	3,232	496	26.68
〃	〃 吉永村 誕生	3,290	540	37.55
〃	〃 原田村 誕生	1,612	271	4.45
〃	〃 大淵村 誕生	2,132	400	74.70
〃	〃 加島村 誕生	5,154	870	9.70
〃	〃 田子浦村 誕生	5,251	874	12.20
〃	〃 岩松村 誕生	3,591	611	8.65
〃	〃 鷹岡村 誕生	—	—	10.23
昭和 4年 8月 1日	富士郡 富士町 誕生 (加島村)	10,155	1,803	9.70
昭和 8年 1月 1日	〃 鷹岡町 誕生 (鷹岡村)	8,472	1,412	10.23
昭和15年 4月 1日	〃 島田村と合併 (吉原町)	—	—	2.60
昭和16年 4月 3日	〃 伝法村と合併 ( 〃 )	—	—	9.03
昭和17年 6月14日	〃 今泉村と合併 ( 〃 )	—	—	21.15
昭和23年 4月 1日	静岡県 吉原市 誕生 ( 〃 )	31,153	5,834	21.15
昭和29年 3月31日	静岡県 富士市 誕生 (富士町、田子浦村、岩松村合併)	40,943	7,334	30.55
昭和30年 2月11日	元吉原村、須津村、吉永村、原田村と合併 (吉原市)	—	—	95.45
昭和30年 4月 1日	大淵村と合併 ( 〃 )	—	—	170.15
昭和31年 4月 1日	原町の大字船津、西船津、境と合併 ( 〃 )	—	—	174.56
昭和41年11月 1日	静岡県 富士市 誕生 (吉原市、富士市、鷹岡町 2市1町合併)	164,932	37,776	215.34
昭和63年10月 1日	国土地理院の測量により 1.25k m <sup>2</sup> 減	—	—	214.09
平成14年10月 1日	田子の浦港内公有水面埋め立てにより 0.01k m <sup>2</sup> 増	—	—	214.10
平成20年11月 1日	庵原郡富士川町と合併	261,504	95,796	245.02
平成26年10月 1日	国土地理院の測量により 0.07k m <sup>2</sup> 減	—	—	244.95

資料：総務課

### 3 世帯、人口

(各年 12 月 31 日現在)

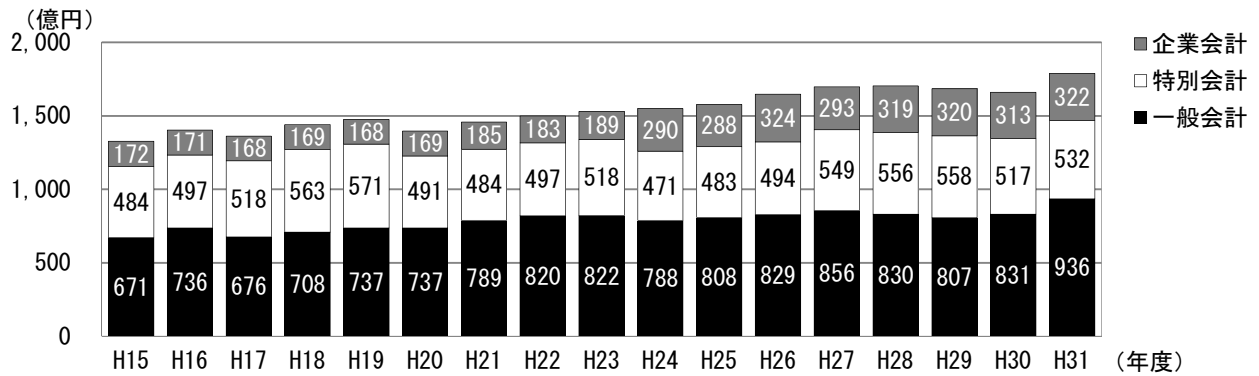
年次	種別	世帯数	人口			一世帯当たり人口	人口密度 (人/k m <sup>2</sup> )
			総数	男	女		
昭和 41 年 (11 月 1 日)	富士市	37,776	164,932	83,461	81,470	4.4	766
	旧富士川町	—	—	—	—	—	—
昭和 45 年	富士市	50,387	185,641	94,394	91,247	3.7	862
	旧富士川町	—	—	—	—	—	—
昭和 50 年	富士市	56,190	201,892	101,764	100,128	3.6	938
	旧富士川町	3,956	16,545	8,184	8,361	4.2	535
昭和 55 年	富士市	58,055	209,184	104,593	104,591	3.6	971
	旧富士川町	4,281	16,998	8,441	8,557	4.0	550
昭和 60 年	富士市	61,458	216,781	107,668	109,113	3.5	1,007
	旧富士川町	4,395	16,955	8,358	8,597	3.9	548
平成 2 年	富士市	67,176	225,665	112,298	113,367	3.4	1,054
	旧富士川町	4,726	17,641	8,655	8,986	3.7	571
平成 7 年	富士市	73,932	233,698	116,443	117,255	3.2	1,092
	旧富士川町	5,151	18,190	8,952	9,238	3.5	588
平成 13 年	富士市	82,816	242,046	120,504	121,542	2.9	1,131
	旧富士川町	5,304	17,570	8,579	8,991	3.3	568
平成 14 年	富士市	83,915	242,564	120,745	121,819	2.9	1,133
	旧富士川町	5,335	17,469	8,542	8,927	3.3	565
平成 15 年	富士市	85,311	243,007	120,806	122,201	2.8	1,135
	旧富士川町	5,389	17,418	8,533	8,885	3.2	563
平成 16 年	富士市	86,282	243,323	120,875	122,448	2.8	1,136
	旧富士川町	5,441	17,301	8,462	8,839	3.2	560
平成 17 年	富士市	87,246	243,474	120,962	122,512	2.8	1,137
	旧富士川町	5,523	17,151	8,368	8,783	3.1	555
平成 18 年	富士市	88,185	243,640	121,010	122,630	2.8	1,138
	旧富士川町	5,552	17,005	8,287	8,718	3.1	550
平成 19 年	富士市	89,162	244,258	121,199	123,059	2.7	1,141
	旧富士川町	5,565	16,826	8,202	8,624	3.0	544
平成 20 年	富士市	95,898	261,565	129,590	131,975	2.7	1,068
平成 21 年	富士市	96,667	261,690	129,533	132,157	2.7	1,068
平成 22 年	富士市	97,498	261,477	129,447	132,030	2.7	1,067
平成 23 年	富士市	98,500	261,129	129,397	131,732	2.7	1,066
平成 24 年	富士市	99,212	260,091	128,738	131,353	2.6	1,062
平成 25 年	富士市	99,934	258,873	127,951	130,922	2.6	1,057
平成 26 年	富士市	100,894	257,697	127,301	130,396	2.6	1,052
平成 27 年	富士市	102,271	256,731	126,840	129,891	2.5	1,048
平成 28 年	富士市	103,454	255,839	126,417	129,422	2.5	1,044
平成 29 年	富士市	104,424	254,867	126,049	128,818	2.4	1,040
平成 30 年	富士市	105,726	254,110	125,779	128,331	2.4	1,037

※総人口 平成 20 年 11 月 1 日 庵原郡富士川町と合併

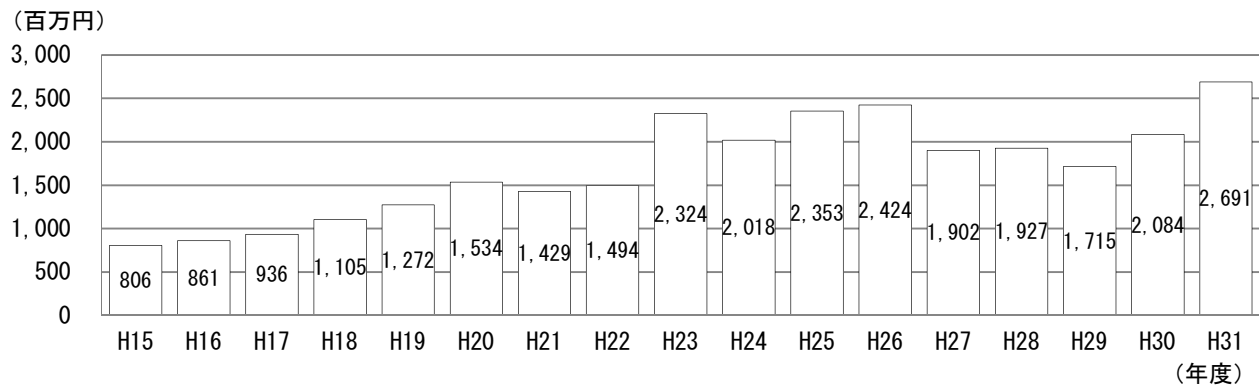
資料：市民課

## 4 予算

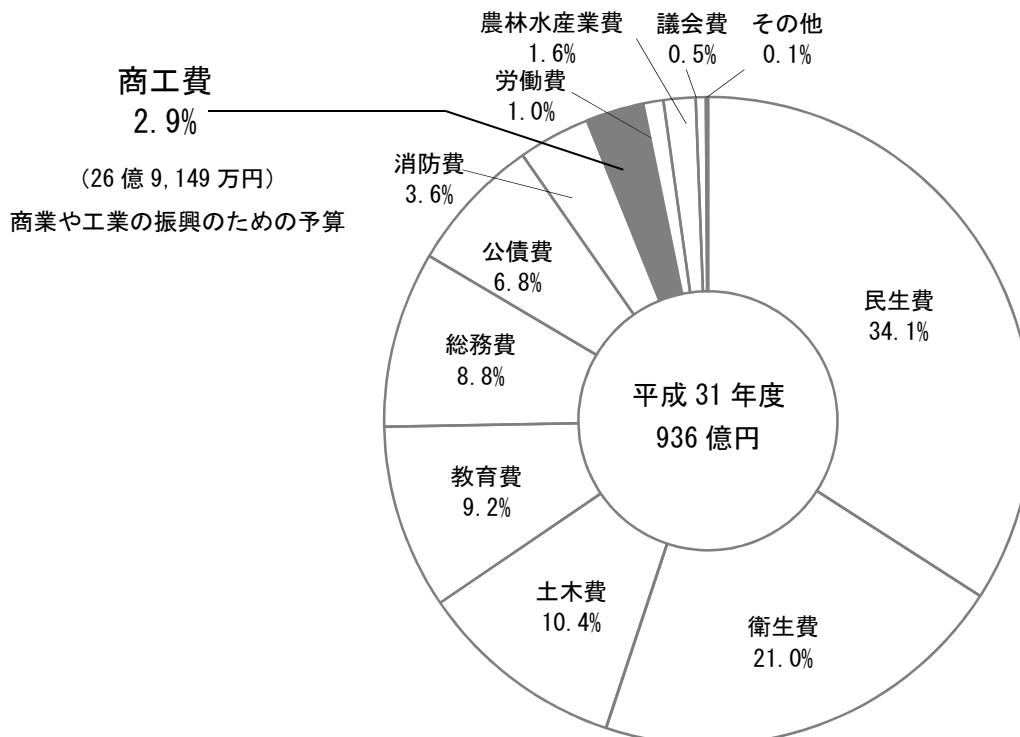
### (1) 当初予算の推移



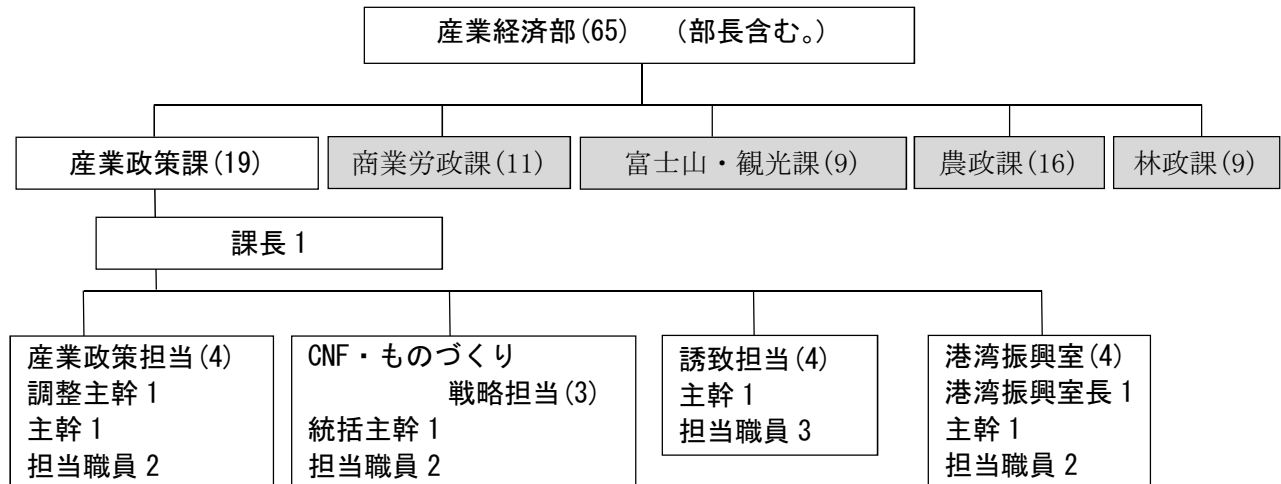
### (2) 一般会計当初予算商工費の推移



### (3) 一般会計当初予算目的別歳出内訳



## 5 組織と職員数



※経済産業省派遣 1、関東経済産業局派遣 1、静岡県東京事務所派遣 1

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

## 6 産業政策課の分掌事務

- ・企業等の総合的な支援体制を構築するため、産業支援センターを運営し、及び他の支援機関との連携を強化すること。
- ・産業経済の活性化を図るため、企業の誘致及び留置を行うこと。
- ・住工混在を解消し、都市環境の向上を図るとともに、企業立地を推進するため、工業用地の基盤整備を行うこと。
- ・地場産業の活性化を図るため、再生紙の利用促進等を支援すること。
- ・産学官連携等による新事業の創出及び起業の促進を図るため、異業種交流会及び起業家支援事業を実施すること。
- ・企業の経営基盤の強化を図るため、人材の育成、経営の革新及び販路の開拓を支援すること。
- ・中小企業者等の資金調達を支援するため、制度融資を実施すること。
- ・地下水障害を防止し、地下水及び工業用水の持続可能な利用を図るため、工業用水利用者等に対して適正な利用を指導すること。
- ・セルロースナノファイバーの実用化を推進するため、情報の収集及び提供その他の支援を行うこと。
- ・地域製品の価値向上を図るため、ふるさと納税返礼品の送付、特産品のブランド化に向けた支援等を行うこと。
- ・産業経済部の庶務及び懸案事務について必要な連絡及び調整を行うこと。
- ・田子の浦港周辺の津波による浸水を防ぐため、津波対策施設の整備等を行うこと。
- ・港湾の機能を充実させるため、港湾整備促進事業に協力すること。
- ・港湾の振興を図るため、その利用促進を支援すること。
- ・効率的かつ安定的な水産経営を育成するため、水産業者及び水産業団体への支援、水産資源の確保、統計資料の作成等を行うこと。

※富士市行政組織規則（昭和 45 年富士市規則第 8 号）別表から抜粋

## 7 主な事業、制度等の内容

### (1) 富士市産業支援センター f-Biz/f-Biz egg

本市の産業・経済を活性化させ、市民生活の向上を図るためには、これまで本市の産業を支えてきた中小企業が元気を取り戻し、経営革新や新技術、地域資源を活用した事業活動の促進など、地域経済の活性化を図ることが重要となっている。

このため、市では、平成 20 年 8 月に地域産業の公的支援機関として「富士市産業支援センター f-Biz」を、平成 25 年 8 月には創業を目指す起業家等を支援するための創業のワンストップセンター「f-Biz egg」を開設した。以来、商工業、サービス業、農林水産業などあらゆる分野の産業に対し、相談業務を中心にコーディネータによる総合的なサポートを実施しており、延べ 32,751 件の相談件数を数える。製品開発や販路開拓、経営戦略、マーケティング等の課題に対応するほか、起業家支援セミナーや人材育成セミナー、各種講演会などの事業も行っている。

#### 【相談実績】

年度	延べ件数	延べ人数	男女別(人)		市内外 (件)			支援別 (件)		
	(件)	(人)	男	女	市内	市外	(件)	(人)	男	女
H21	1,758	2,698	2,123	575	1,203	480	75	187	1,289	282
H22	1,789	2,661	2,017	644	1,283	462	44	360	1,212	217
H23	2,141	3,150	2,245	905	1,433	664	44	516	1,381	244
H24	2,488	3,545	2,457	1,088	1,769	663	56	617	1,672	199
H25	3,243	4,447	2,733	1,714	2,547	594	102	1,407	1,660	176
H26	3,886	5,107	2,971	2,136	2,861	922	103	1,808	1,892	186
H27	4,205	5,398	2,658	2,740	3,222	898	85	2,165	1,858	182
H28	4,389	5,561	2,645	2,916	3,347	951	91	2,323	1,843	223
H29	4,421	5,548	2,646	2,902	3,401	915	105	2,257	1,962	202
H30	4,431	5,662	2,888	2,774	3,312	1,024	95	2,167	2,091	173
計	32,751	43,777	25,383	18,394	24,378	7,573	800	13,807	16,860	2,084

#### 【目的別件数】

単位：件

年度	創業	事業全般	販路拡大	新製品開発	資金調達	連携	情報収集	視察	その他	計
H24	135	191	1,497	425	18	70	132	20	0	2,488
割合	5.4%	7.7%	60.2%	17.1%	0.7%	2.8%	5.3%	0.8%	0.0%	
H25	670	279	1,647	368	56	55	120	48	0	3,243
割合	20.7%	8.6%	50.8%	11.3%	1.7%	1.7%	3.7%	1.5%	0.0%	
H26	626	363	2,277	312	45	68	157	37	1	3,886
割合	16.1%	9.3%	58.6%	8.0%	1.2%	1.7%	4.0%	1.0%	0.0%	
H27	822	323	2,489	259	22	36	222	32	0	4,205
割合	19.5%	7.7%	59.2%	6.2%	0.5%	0.9%	5.3%	0.8%	0.0%	
H28	808	340	2,732	250	5	58	155	41	0	4,389
割合	18.4%	7.7%	62.2%	5.7%	0.1%	1.3%	3.5%	0.9%	0.0%	
H29	810	230	2,875	192	9	90	172	43	0	4,421
割合	18.3%	5.2%	65.0%	4.3%	0.2%	2.0%	3.9%	1.0%	0.0%	
H30	700	276	2,895	192	66	92	164	46	0	4,431
割合	15.8%	6.2%	65.3%	4.3%	1.5%	2.1%	3.7%	1.0%	0.0%	

## 【業種別件数】

単位：件

年度	製造業	農 林 水産業	建設業	サービ ス業	小売業	飲食・ 宿泊業	情 報 通信業	金融 保険	行政 団体	その他	計
H24	632	393	73	513	194	382	17	43	141	100	2,488
割合	25.4%	15.8%	2.9%	20.6%	7.8%	15.4%	0.7%	1.7%	5.7%	4.0%	
H25	594	300	69	781	543	504	37	20	151	244	3,243
割合	18.3%	9.3%	2.1%	24.1%	16.7%	15.5%	1.1%	0.6%	4.7%	7.5%	
H26	513	348	105	1,089	806	526	53	28	139	279	3,886
割合	13.2%	9.0%	2.7%	28.0%	20.7%	13.5%	1.4%	0.7%	3.6%	7.2%	
H27	427	200	191	1,287	759	556	79	35	120	551	4,205
割合	10.2%	4.8%	4.5%	30.6%	18.0%	13.2%	1.9%	0.8%	2.9%	13.1%	
H28	437	110	160	1,185	880	598	89	23	184	723	4,389
割合	10.0%	2.5%	3.6%	27.0%	20.1%	13.6%	2.0%	0.5%	4.2%	16.5%	
H29	352	79	111	1,370	890	481	42	21	180	895	4,421
割合	8.0%	1.8%	2.5%	31.0%	20.1%	10.9%	1.0%	0.5%	4.1%	20.2%	
H30	366	75	77	1,437	880	534	49	29	154	830	4,431
割合	8.3%	1.7%	1.7%	32.4%	19.9%	12.1%	1.1%	0.7%	3.5%	18.7%	

## 【視察受入件数】

単位：件

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
視察受入	13	6	10	20	48	37	32	41	43	46	296

## 【起業・創業件数】

単位：件

年度	市内	市外	計
H21	4	1	5
H22	4	3	7
H23	5	2	7
H24	7	4	11
H25	22	4	26
H26	28	7	35
H27	42	6	48
H28	37	13	50
H29	35	12	47
H30	29	8	37
計	213	60	273

## 【雇用創出人数】

単位：人

年度	市内	市外	計
H25	46	15	61
H26	62	19	81
H27	90	11	101
H28	75	39	114
H29	57	26	83
H30	79	12	91
計	409	122	531

※f-Biz egg 開設以降の数値

## (2) はばたき支援事業補助金・海外販路開拓支援事業補助金

自らの製品を展示会や見本市に出展し販路拡大を図る企業を対象に出展経費の一部を補助する。

対 象 者	市内の中小企業者及び中小企業団体
利用可能回数	はばたき支援事業補助金・海外販路開拓支援事業補助金を通算して、同一年度1回限り、平成26年度から令和2年度までの7年間で3回まで
補助率及び補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内の展示会・見本市（はばたき支援事業） 補助対象経費の合計額の2分の1、限度額20万円</li> <li>・国外の展示会・見本市（海外販路開拓支援事業） 補助対象経費の合計額の3分の2、限度額60万円</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場又は小間の使用に要する経費</li> <li>・会場内又は小間内の装飾に要する経費</li> <li>・会場内における備品の借上げに要する経費</li> <li>・出展する製品の搬送に要する経費（国外の展示会・見本市のみ）</li> <li>・出展に係る現地通訳に要する経費（国外の展示会・見本市のみ）</li> </ul>

### <実績>

年度	件数	内訳（件）			交付額 （千円）	
		製造業・その他	卸売・小売業	情報通信・サービス業		
H25	28	27	0	1	4,355	
H26	37	33	3	1	6,165	
H27	国内	26	23	2	1	4,308
	国外	6	5	1	0	3,503
H28	国内	32	28	2	2	5,327
	国外	5	4	1	0	2,207
H29	国内	22	19	1	2	2,912
	国外	1	1	0	0	600
H30	国内	21	17	2	2	2,808
	国外	2	2	0	0	788

※平成15年4月1日施行（平成21年度、平成26年度、平成27年度に制度改正）

※平成27年度以降の「国内」は「はばたき支援事業補助金」、「国外」は「海外販路開拓支援事業補助金」

(3) 産業財産権取得事業補助金・海外産業財産権取得事業補助金 －PAT支援事業－

産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を取得しようとする市内の中小企業者等を対象に、経費の一部を補助する。

対 象 者	①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 ②事業協同組合などの中小企業団体 ③商店街振興組合 など
対 象 の 内 容	国内外における特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願経費
補助対象経費	出願料、弁理士手数料、先行技術調査費用、図面作成料、出願審査の請求料（特許権のみ）、登録料（実用新案権のみ）
補助率及び補助限度額	補助対象経費の合計額の2分の1以内 限度額 30万円
補助回数	1事業者当たり同一年度内に産業財産権ごと1回。ただし、同一年度内の合計補助額は30万円を超えないものとする。

※出願前の相談が必要

※国内における特許権については、原則として出願と同時に出願審査の請求を行う場合に限る。

<実績>

年度	件数	内訳（件）				交付額 （千円）	
		特許権	実用新案権	意匠権	商標権		
H25	26	12	3	2	9	3,258	
H26	33	15	5	2	11	4,013	
H27	27	10	2	2	13	2,829	
H28	24	6	3	1	14	2,275	
H29	国内	33	8	6	4	15	3,361
	国外	0	0	0	0	0	0
H30	国内	20	8	3	3	6	2,492
	国外	3	0	0	0	3	283

※国内は平成19年4月1日施行、国外は平成29年4月1日施行



#### (4) 産学連携ものづくりチャレンジ補助金

市内の中小企業者等が行う、高等教育機関又は試験・研究機関との共同研究・開発に係る経費の一部を補助する。

対 象 事 業	新製品、新技術、製造・生産方法の開発を目的として、国内の大学又は短大、高等専門学校、公的研究機関並びにこれと同様と認められる外国の教育、試験・研究機関と連携して実施する研究及び開発に関する事業
対 象 者	①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業団体のうち、製造業を営む者 ②上記の者を含む2者以上の企業で組織される共同体（グループ） ※1事業者当たり、同一年内1回（産学連携CNFチャレンジ補助金との併用は不可）
補 助 対 象 経 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携する大学等に支払う経費</li> <li>・原材料及び副資材の購入に要する経費</li> <li>・機械装置、工具又は器具の購入及び借用に要する経費</li> <li>・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費</li> <li>・技術指導者の受け入れに要する経費</li> </ul>
補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	補助対象経費の合計額の3分の2以内 限度額 50万円 ※同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とする。

※同趣旨の他の補助金の中には、他制度との併用を認めていないものがあるため、本制度との併用を希望する場合は、事前に他制度の実施機関に確認すること。

※事前に相談が必要

#### <実績>

年度	件数	交付額（千円）
H25	2	564
H26	1	487
H27	2	1,000
H28	1	360
H29	2	896
H30	2	682

※平成24年4月1日施行

**(5) 産学連携セルロースナノファイバー（CNF）チャレンジ補助金**

市内の中小企業が行う、CNFの用途開発に関する大学等との共同研究・開発に係る経費の一部を補助する。

対 象 事 業	CNFに関する新製品、新技術、製造・生産方法の開発を目的として、大学等（①国内の大学又は短大、高等専門学校、公的研究機関並びにこれと同様と認められる外国の教育、試験・研究機関、②原料としてのCNFの製造、研究等を行う事業者）と連携して実施する研究及び開発に関する事業
対 象 者	①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業団体のうち、製造業を営む者 ②上記の者を含む2者以上の企業で組織される共同体（グループ） ※1事業者当たり、同一年度内1回（産学連携ものづくりチャレンジ補助金との併用は不可）
補 助 対 象 経 費	・連携する大学等に支払う経費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費 ・機械装置、工具又は器具の購入及び借用に要する経費 ・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費 ・技術指導者の受入れに要する経費
補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	補助対象経費の合計額の3分の2以内 限度額 100万円 ※同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とする。

※同趣旨の他の補助金の中には、他制度との併用を認めていないものがあるため、本制度との併用を希望する場合は、事前に他制度の実施機関に確認すること。

※事前に相談が必要

〈実績〉

年度	件数	交付額（千円）
H28	1	774
H29	0	0
H30	2	1,263

※平成28年4月1日施行

**(6) セルロースナノファイバー（CNF）トライアル事業補助金**

市内の中小企業者等が、CNFの実用化に向けた試行のために使用するCNFサンプルの購入費用の一部を補助する。

対 象 者	CNFの実用化に向けた試行に取り組む市内の中小企業者又は中小企業団体
補 助 対 象 経 費	試行のために使用するCNFサンプルの購入代金 ※送料、消費税及び地方消費税は補助対象外
補 助 金 の 額	補助対象経費の3分の2以内、年額10万円まで
補 助 回 数	CNF製造メーカーごと1回。 ※同一年度内の合計補助額は10万円を超えないこと。

〈実績〉

年度	件数	交付額（千円）
H28	0	0
H29	0	0
H30	1	60

※平成28年4月1日施行、平成31年3月31日をもって廃止

(7) セルロースナノファイバー（CNF）製造設備整備費補助金 ※平成 30 年度新規事業

CNF 製造事業への参入、CNF を活用した製品開発を目的として、研究開発用の CNF 製造設備を購入する事業者に対し、その経費の一部を補助する。

対 象 者	市内の事業者
補助対象経費	CNF 製造事業への参入、CNF を活用した製品開発を目的として、研究開発用の CNF 製造設備の購入代金
補助率及び 補助限度額	補助対象経費の 3 分の 2 以内、限度額 500 万円
補助回数	同一年度内 1 回限りとする。

<実績>

年度	件数	交付額（千円）
H30	2	8,986

※平成 30 年 4 月 1 日施行

(8) 外国語版ウェブサイト整備事業補助金

自社のウェブサイト内に新たに外国語によるウェブサイトを整備しようとする中小企業を対象に、経費の一部を補助する。

対 象 者	市内の中小企業者及び中小企業団体
補助対象経費	・ウェブサイトの改修に要する経費 ・翻訳に要する経費 ・自動翻訳サービスに係る経費
補助金の額	補助対象経費の合計額の 2 分の 1 以内、限度額 10 万円
補助回数	1 事業者当たり 1 回

<実績>

年度	件数	交付額（千円）
H29	0	0
H30	1	21

※平成 29 年 4 月 1 日施行

(9) 企業立地促進奨励金

市内において事業規模の拡大又は新たな事業を行う目的で土地を購入又は賃借し、事業所の新設、増設又は移設を行う事業者に対し、以下の奨励金を交付する。

《奨励金の内容》

種類	対象経費	補助率・額	限度額
用地取得奨励金	事業用地の購入に要した費用の額に右欄の補助率を乗じたもの	30%（成長分野の工場、研究所）	3億円
		20%（上記以外）	
雇用奨励金	市内に住所を有する新規雇用者（一般被保険者、高年齢被保険者）1人につき、右欄の額を乗じたもの（障害者2人、パートタイマー0.5人換算）	50万円	5,000万円

《指定要件》

対象施設	投下固定資産総額 <sup>※1</sup>		新規雇用者 <sup>※2</sup>	新事業所に勤務する従業員数 <sup>※3</sup>	取得面積（賃借含む <sup>※4</sup> ）
	中小企業	大企業			
工場	3,000万円以上	3億円以上	1人以上	10人以上 （小企業者は除く）	1,000㎡以上
物流施設					
研究所		1億円以上		5人以上	床面積 200㎡以上

※1 新事業所において事業開始前3年以内に行う、家屋の新築、増築、改修に要した費用及び機械設備の取得価額の合計額をいう。

※2 新事業所において新たに雇用された市内に住所を有する一般被保険者と高年齢被保険者をいう。

※3 県内に住所を有する一般被保険者と高年齢被保険者の合計人数をいう。

※4 土地を賃借して事業を行う場合は、雇用奨励金のみが対象となる。

《手続の流れ》

- ① 事前相談・・・土地売買(賃貸借)契約後に相談
- ② 指定申請・・・工場又は機械設備の工事着手日までに「指定申請書」を提出
- ③ 指 定・・・企業立地促進奨励金審査委員会で、申請内容が妥当なものであると判断された場合、「指定通知書」により申請者に通知
- ④ 事業開始・・・新事業所での事業を開始する日までに「事業開始届」を提出
- ⑤ 交付申請・・・市が事業開始を確認した後、「交付申請書」を提出
- ⑥ 交 付・・・申請内容が妥当なものであると判断された場合、「交付決定通知書」により申請者に通知した後、交付

(10) ものづくり力向上事業補助金 ※平成 30 年度新規事業

市内において事業規模の拡大及び生産性の向上を図る目的で、機械設備の購入又はこれに伴う家屋の新築、増築若しくは改修を行う事業者に対し、以下の補助金を交付する。

《補助金の内容》

種 類	対 象 経 費	補 助 率	限 度 額
ものづくり力 向上事業補助金	新築又は増築した家屋の固定資産税 課税標準額及び機械設備の取得価額 の合計に右欄の補助率を乗じたもの	5 % (成長分野の 工場、研究所)	5,000 万円
		3 % (上記以外)	3,000 万円

《承認要件》

対象施設	投 下 固 定 資 産 総 額 <sup>※1</sup>	
	中 小 企 業	大 企 業
工 場	3,000 万円以上	3 億円以上
物流施設		
研 究 所		1 億円以上

※1 新事業所において事業開始前3年以内に行う、家屋の新築、増築、改修に要した費用及び機械設備の取得価額の合計額をいう。

《手続の流れ》

- ① 事前相談・・・用地の取得・賃借を伴う場合は土地売買(賃貸借)契約後、用地の取得・賃借を伴わない場合は建物(機械設備)契約後に相談
- ② 承認申請・・・建物又は機械設備の工事着手日までに「承認申請書」を提出
- ③ 承認・・・申請内容が妥当なものであると判断された場合、「承認通知書」により申請者に通知
- ④ 事業開始・・・新事業所での事業を開始する日までに「事業完了届」を提出
- ⑤ 交付申請・・・市の完了検査受検後、工場又は機械設備について初めて固定資産税が賦課された(納税通知書が送達された)年度に「交付申請書」を提出
- ⑥ 交付・・・申請内容が妥当なものであると判断された場合、「交付決定通知書」により申請者に通知した後、交付

【企業立地促進奨励金・ものづくり力向上事業補助金の共通事項】

《成長分野の工場とは》

- 食品関係・・・食料品製造業、清涼飲料製造業等
- 医薬品・医療機器・・・医薬品製造業、医療用機械器具・医療用品製造業等
- 環境関連・・・太陽光発電等の新エネルギー関連機器、電気自動車(EV)等の次世代輸送用機器、光・電子技術関連機器、ロボット、航空宇宙関連機器の製造業等

○CNF (セルロースナノファイバー)の関連事業

- ・・・主としてセルロースナノファイバー（ナノメートル単位で表せる程度の直径まで解きほぐした植物繊維をいう。）を製造するもの及びセルロースナノファイバーを原料又は材料とし、製品を製造するもの

○植物工場

- ・・・施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育予測を行うことにより、年間通じて計画的に農作物を生産することができる施設

《物流施設の要件とは》

日本標準産業分類に掲げる中分類44一道路貨物運送業、中分類47一倉庫業、小分類484一こん包業又はこれらに類する事業であり、流通加工並びに物資の保管及び在庫管理を行う物流施設であって、次の3種類の設備のうち2以上の種類の設備を新たに有するもの

- 物資の仕分、搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備
- 物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム
- 流通加工の用に供する設備

《企業立地促進奨励金 指定・交付の状況》

		H15～ H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
指定件数		164	19	13	19	29	3	247
区分	移設	40	2	1	0	6	1	50
	増設	105	15	8	17	14	1	160
	新設	19	2	4	2	9	1	37
規模	小企業	30	4	1	0	8	2	45
	中企業	107	14	11	16	17	1	166
	大企業	27	1	1	3	4	0	36
業種	製造事業	123	16	9	14	24	2	188
	物流関連事業	38	2	4	5	5	1	55
	特定サービス事業	3	1	0	0	0	0	4
交付	交付件数	551	66	77	66	74	78	912
	交付額	4,906,540	824,875	580,344	836,831	509,171	752,936	8,410,697
	設置奨励金	1,993,169	218,805	223,649	226,132	334,499	474,321	3,470,575
	用地取得奨励金	2,383,371	545,070	251,695	505,699	91,172	193,115	3,970,122
	雇用奨励金	530,000	61,000	105,000	105,000	83,500	85,500	970,000
雇用	新規雇用者数	1,081	132	215	217	207	180	2,032
補助	県からの補助件数	40	6	3	2	1	3	55
	県からの補助額	664,433	286,132	41,932	215,250	11,918	61,473	1,281,138

※平成15年4月1日施行

※単位：件数（ただし、交付額及び県からの補助額欄は千円）

※指定件数は、平成31年3月31日現在、指定取消されていないものの計をいう。

※奨励金の返還があった場合、返還のあった年度の交付額に反映（交付件数は従前のままとする。）

※新規雇用者数は実績のみカウント（事業開始済に限る。）

《ものづくり力向上事業補助金 承認・交付の状況》

		H30	合計
承認件数		10	10
区分	移設	1	1
	増設	6	6
	新設	3	3
規模	小企業	2	2
	中企業	7	7
	大企業	1	1
業種	製造事業	7	7
	物流関連事業	2	2
	研究所	1	1
交付	交付件数	0	0
	交付額	0	0

※平成30年4月1日施行

※単位：件数（ただし、交付額欄は千円）

※承認件数は、平成31年3月31日現在、承認取消されていないものの計をいう。

※補助金の返還があった場合、返還のあった年度の交付額に反映（交付件数は従前のままとする。）

(1) 中小企業経営革新事業補助金 ※平成30年度開始

中小企業等経営強化法に基づき策定され、県の承認を受けた経営革新計画に定められた経営革新事業を実施する市内の中小企業者を対象に、経費の一部を補助する。

対象者	県の中小企業経営革新計画の承認を受けており、市税を完納している市内中小企業者
補助対象事業	(1) 新商品・新技術・新役務開発事業 (2) 販路開拓事業 (3) 生産性向上事業
補助対象経費	謝金・旅費・研究開発事業費・需用費・役務費・使用料及び賃借料・備品購入費・研修費・委託費等 ※ただし、設備投資に係る費用は対象外。（対象経費については、事前に産業政策課までご相談ください。）
補助率及び補助限度額	補助対象経費の合計額の2分の1以内 限度額50万円 ※同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とします。
補助回数	1つの計画において申請1回まで、1つの事業者が複数計画を実施時でも年度内の申請は1事業者1回のみ。

<実績>

年度	件数	交付額（千円）
H30	6	2,853

## (12) 中小企業者への融資

## ア 小口資金、小規模企業者貸付資金、短期経営改善資金、経済変動対策貸付資金、開業パワーアップ支援資金

	融資の対象	資金使途	限度額	利率 H31. 4. 1 現在	融資 期間	保証料率
小口資金	1 常時使用する従業員が 30 人(商業・サービス業 10 人)以下の法人又は個人であって、市内に店舗、工場又は事業所を有するもの 2 3 か月以上同一事業を行っているもの	運転資金 設備資金	700 万円	1.60% 基準金利 2.08% 利子補給率 0.48%	5 年 以内	0.30% ～ 1.25%
小規模企業者貸付資金	1 常時使用する従業員が 20 人(商業・サービス業 5 人)以下の法人又は個人であって、市内に店舗、工場又は事業所を有するもの 2 1 年以上同一事業を行っているもの	運転資金 設備資金	2,000 万円 (すべての信用保証協会の保証付既借入残高との合計額)	1.30%  基準金利 1.98% 利子補給率 県 0.18% 市 0.50%	10 年 以内	0.40% ～ 1.50%
短期経営改善資金	1 常時使用する従業員が 50 人(商業・サービス業 20 人)以下の法人又は個人であって、市内に店舗、工場又は事業所を有する中小企業者又は組合 2 1 年以上同一事業を行っているもの	運転資金	中小企業者 700 万円 組合 1,500 万円	1.50% 基準金利 2.06% 利子補給率 県 0.26% 市 0.30%	5 か 月 以内	0.30% ～ 1.30%
経済変動対策貸付資金	1 市内に店舗、工場又は事業所を有する中小企業者等であって、1 年以上同一事業を行っているもの 2 最近 3 か月の売上が前年同期に比べ 10%以上減少しているもの等	運転資金 設備資金	5,000 万円	1.30% 基準金利 2.07% 利子補給率 県 0.47% 市 0.30%	10 年 以内	0.28% ～ 1.20%
開業パワーアップ支援資金	1 市内で事業を創業しようとするもの又は創業して 5 年未満のもの 2 市内において分社する又は分社して 5 年未満の中小企業者等 3 創業後 5 年未満の個人事業主が新たに設立した法人等	運転資金 設備資金	3,500 万円 (※事業着手前の場合、2,000 万円を超えた融資の場合は、2,000 万円に自己資金を加算した額)	①0.50%以内 ②0.60%以内 (ただし、貸付実行日から 2 年以内) 金融機関所定金利 ③1.97%以内 ④2.07%以内 利子補給率 県 0.47%以内 市 1.00%以内 ※①、③は創業関連保証、創業等関連保証、再挑戦支援保証を利用の場合 ※②、④は普通保証を利用の場合	10 年 以内	0.65%  普通保証は 0.30% ～ 1.30%



<実績>

・小口資金

年度	年度中保証承諾		年度末保証債務残高		利子補給金額 (千円)
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	
H25	80	301,280	311	769,894	4,358
H26	87	337,920	300	713,687	3,638
H27	68	293,507	276	627,845	3,298
H28	35	145,700	216	470,866	2,593
H29	35	116,730	173	344,001	1,881
H30	27	122,940	140	275,071	1,445

※平成 14 年 4 月 1 日施行

・小規模企業者貸付資金

年度	年度中保証承諾		年度末保証債務残高		利子補給金額 (千円)
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	
H25	86	252,703	391	818,717	5,042
H26	77	222,900	391	753,767	4,659
H27	50	129,576	381	644,533	3,868
H28	54	156,400	344	552,052	3,246
H29	45	131,630	304	462,786	2,628
H30	65	234,560	282	493,186	2,478

※平成 20 年 4 月 1 日施行

・短期経営改善資金

年度	年度中保証承諾		年度末保証債務残高		利子補給金額 (千円)
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	
H25	228	1,253,960	87	481,860	1,586
H26	179	1,009,100	73	413,100	1,257
H27	164	889,700	67	353,400	1,053
H28	134	716,700	51	278,300	901
H29	114	623,600	43	235,450	797
H30	109	579,300	41	212,500	708

※平成 14 年 4 月 1 日施行

・経済変動対策貸付資金

年度	年度中保証承諾		年度末保証債務残高		利子補給金額 (千円)
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	
H25	87	1,313,700	2,872	26,719,202	157,215
H26	31	444,834	2,609	21,410,980	124,231
H27	30	525,500	2,313	16,527,683	96,332
H28	9	170,810	2,030	11,928,544	69,787
H29	5	91,000	1,759	7,941,526	46,317
H30	7	112,800	1,430	4,726,063	28,425

※平成 21 年 1 月 1 日施行

・開業パワーアップ支援資金

年度	年度中保証承諾		年度末保証債務残高		利子補給金額 (千円)
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	
H25	38	161,550	61	247,075	1,797
H26	36	177,050	75	301,503	2,945
H27	22	86,600	57	226,830	2,711
H28	23	119,900	47	184,965	1,961
H29	21	90,500	47	179,764	1,693
H30	39	152,165	62	226,290	2,034

※平成 24 年 4 月 1 日施行

イ 富士市中小企業経営活性化資金融資制度

対象	融資額	利率	融資期間	保証料率
次のいずれかに該当する組合又は組合員で市内に住所及び店舗、工場又は事業所を有し、かつ市税を完納しているもの ・ 中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体 ・ 商店街振興組合法に基づく商店街振興組合	1 組合 1 億円以内  1 組合員 5,000 万円以内	長期：長期プライムレートから 0.40% を減じた利率（保証付きは 0.50% 減じた率）※ 0.1% を下限とする 短期：短期プライムレート（保証付きは 0.50% 減じた率）	7 年以内 (据置 1 年以内)	0.40%  ~  1.35%

※申込みは、商工組合中央金庫沼津支店まで(TEL. 055-920-5000)

〈実績〉

年度	貸付件数	貸付額 (千円)	年度末残高	
			件数	貸付額 (千円)
H25	15	445,000	63	1,174,323
H26	12	470,000	59	1,199,101
H27	6	185,700	50	983,898
H28	8	275,000	44	841,994
H29	5	140,000	40	619,437
H30	4	110,000	29	444,671

※平成 12 年 4 月 1 日施行

### ウ 富士市小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度

融資の対象	資金使途	限度額	利率 H31.4 現在	融資期間
次のいずれにも該当する小規模事業者とする。 ・資金の融資の申込みの日以前において市内で事業を営んでいること。 ・富士商工会議所又は富士市商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫に資金の融資の申込みをしたものであること。 ・市税（徴収猶予に係る税額を除く。）を完納していること。	運転資金 設備資金	2,000 万円	0.61% 基準金利 1.11% 利子補給率 0.50%  ただし、最初の利子支払日から起算して 2年以内	運転資金 7年以内  設備資金 10年以内

#### <実績>

年度	貸付件数	貸付金額 (千円)	利子補給金額 (千円)
H25	189	853,350	2,792
H26	264	1,254,750	3,692
H27	251	1,328,800	3,967
H28	237	1,326,550	3,978
H29	225	1,282,000	3,683
H30	235	1,512,750	4,351

※平成 24 年 4 月 1 日施行

#### (13) ものづくり力交流フェア

本市のものづくり産業を支える「本市を代表する企業」や確かな技術力を持ち、また革新的な取組に挑戦している「活力にあふれた中小企業」を「富士市の元気」の源として、市民をはじめ市内外の方々にも広く発信するとともに、参加企業の交流の促進や、将来の「ものづくり」の担い手づくりの契機とし、本市産業の更なる振興を図るために開催する。（隔年開催）

#### 【参考】平成 30 年度実績

- ・開催期間 平成 31 年 2 月 8 日（金）～9 日（土）
- ・出展者 市内企業 71 社（うち 9 社 大規模展示） 教育機関・支援機関・行政等 17 団体  
CNF 関連企業・団体 14 社、物販出展・屋外飲食出展・その他 18 社  
合計 120 社・団体
- ・実施内容 ①市内ものづくり企業等の展示 PR ブース  
②ものづくり講演会（講師計 4 人）  
③高校生・地元企業・市長によるパネルディスカッション  
④CNF（セルロースナノファイバー）企業・団体等の展示ブース  
⑤市内事業所見学ツアー 等

※富士のふもと産業教育交流フェアとの合同開催（9 日のみ）

（吉原工業高等学校、吉原高等学校、富岳館高等学校、富士市立高等学校、富士宮北高等学校、富士宮東高等学校等参加）

## (14) 各種団体事務局

### 各種団体事務局

#### ア 岳南地域地下水利用対策協議会

岳南地域（富士市、富士宮市及び静岡市清水区の一部）の用水の安定した供給を図るため、地下水採取の適正化、水使用の合理化及び地下水に替わる他の水源への転換を推進し、あわせて地下水に関する調査及び研究、会員相互の連絡・協調を図り、もって地域の健全な発展に資することを目的とする協議会。静岡県地下水の採取に関する条例に基づく届出に関する審議や地下水調査を主とした事業を行っている。

なお、平成 21 年 4 月に富士川右岸地域地下水利用対策協議会と合併し、旧富士川町地域と静岡市清水区（蒲原）地域を含めた構成となった。

#### イ 富士市発明くふう展実行委員会

科学技術的に優秀で、かつ、産業の振興又は日常生活の改善に有益な作品を募り、優秀作品を表彰する「富士市発明くふう展」を行う。平成 30 年度の出展数は 447 点、開催は既に 53 回を数える。

#### ウ 東駿河湾工業用水道協力会

全体で日量 80 万トン弱、富士市内で日量 67 万 5 千トンの供給能力を持つ「東駿河湾工業用水道」の利用者等で構成される団体である。

#### エ 富士地域再生家庭紙利用促進協議会

紙の円滑なりサイクルシステム確立のため、再生紙需要の促進を図り、もってリサイクル産業としての製紙産業の発展と環境問題に寄与することを目的とした団体。富士・富士宮地域の再生家庭紙メーカー、行政機関、商工団体、消費者団体等で構成されている。

#### オ 田子の浦港振興会

田子の浦港の整備発展及び利用促進を図ることを目的とした団体。田子の浦港を利用している企業、行政機関、商工団体等で構成されている。港湾及び港湾周辺地域の整備発展のため、国及び県その他関係方面に懸案事項を要望するほか、港湾清掃や港湾利用の宣伝活動など、各種港湾振興事業に参加協力している。